

宝塚市納税通知書送付用封筒広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宝塚市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第4条から第6条までの規定に基づき、宝塚市（以下「市」という。）が市税の納税通知書を送付するための封筒（以下「封筒」という。）に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載する封筒は、次のとおりとする。

- (1) 宝塚市固定資産税・都市計画税納税通知書送付用封筒
- (2) 宝塚市市県民税（普通徴収）納税通知書送付用封筒

(広告の規格等)

第3条 広告の大きさは、縦 60mm、横 100mm とし、封筒の裏面に掲載する。

(広告の範囲)

第4条 要綱第3条に規定するもののほか、次のいずれかに該当すると認められる広告は、封筒に掲載しない。

- (1) 投機的商品の広告
- (2) 消費者金融の広告
- (3) 出資者及び出資金の募集広告
- (4) 靈感商法など不良商法と認められるものの広告
- (5) 債権取立て、回収、示談引受け等の広告
- (6) 暴力団その他反社会的団体及び特殊な結社団体の広告
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で風俗営業と規定される業種及びその類似業種の広告
- (8) ギャンブルに関する広告
- (9) 興信所、探偵事務所等の広告
- (10) たばこに関する広告
- (11) 法律に定めのない医療類似行為等及び危険を伴う民間療法等の広告
- (12) 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品、危険物等の不適切な商品又はサービスに関する広告
- (13) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせ、または不安を与えるおそれのある広告
- (14) 社会的に不適切な広告
- (15) 国内世論が大きく分かれている問題に関する広告
- (16) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生手続中の者の広告

- (17) 宝塚市税を滞納している者の広告
- (18) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者の広告
- (19) 市の広告事業の円滑な運営に支障をおよぼすおそれのある広告
- (20) その他市長が掲載を不相当であると認める広告

(広告の募集)

第5条 広告の掲載を希望する者は、別に定める宝塚市納税通知書送付用封筒広告掲載仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるところに従い、宝塚市広告掲載申込書、広告デザイン原稿、見積書その他の必要書類を、仕様書に定める期日までに市に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出する見積書の見積価格は、あらかじめ市が定める最低価格以上の金額でなければならない。

3 市は、募集期間を過ぎても広告掲載を希望する者がいない場合は、事業者等に広告掲載について、直接働きかけをすることができる。

(広告主の選定)

第6条 広告主の選定は、次に定めるとおりとする。

(1) 前条第1項の規定により提出された広告デザイン原稿の内容等を審査し、不適切な広告については失格とする。

(2) 見積書に記載された見積価格が、最低価格以上であり、かつ、最高の価格の申込者を広告主として決定する。ただし、最高の価格の者が複数の場合は、抽選により広告主を決定する。

(3) 市は、広告主を決定したときは、速やかにその結果を申込者に通知する。

(広告料)

第7条 広告料は、広告主の決定を受けた者が見積書に記載した見積価格とする。

(契約)

第8条 広告主の決定を受けた者は、別に定める期日までに、宝塚市広告掲載契約書により市と契約を締結しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告の原稿は、市が指定する方法により広告主の負担で作成し、市が指定する期日までに提出しなければならない。

(施行の細目)

第10条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に市税収納課長が定める。

附 則

この要領は、平成21年9月25日から施行する。